

会 議 録

1 会議名

第 13 回柿崎区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

(1) 協議 (公開)

- ・平成 29 年度柿崎区地域活動支援事業の採択方針・審査に当たり定める事項及びスケジュールについて
- ・平成 28 年度まちづくりフォーラムの開催について
- ・移動巡回型地域協議会の振り返りについて
- ・新上越斎場建設事業について

(2) 市からの報告 (公開)

- ・福祉避難所について

3 開催日時

平成 29 年 1 月 17 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時まで

4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 3 階 305～307 会議室

5 傍聴人の数

8 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者 (傍聴人を除く。) 氏名 (敬称略)

- ・委 員：長井洋一(会長)、小出優子(副会長)、薄波清美、片桐充、加藤満、金子正一、佐藤健、白井一夫、武田正教、新部直彦、榆井隆子、湯本清隆、吉井一寛、渡邊征雄
- ・事 務 局：柿崎区総合事務所 南博幸所長、横田一次長、大場正弘総務・地域振興グループ長、大橋靖夫産業グループ長、古屋靖夫建設グループ長、中村稔市民生活・福祉グループ長、島岡聡福祉班長、唐澤幸代地域振興班長、野沢洋輔主事、小田一輝主事 (以下グループ

長はG長と表記)

木田庁舎：健康づくり推進課 横山新太郎課長、米川美樹副課長

8 発言の内容（要旨）

【長井会長】

- ・ 会議（地域協議会）の開会を宣言

【横田次長】

- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会議の運営は会長が行う旨を説明

【長井会長】

- ・ 会長挨拶
- ・ 議事録確認に片桐委員を指名
- ・ 次第 4 の(1)協議「平成 29 年度柿崎区地域活動支援事業の採択方針・審査に当たり定める事項及びスケジュールについて」に入る
- ・ 資料No.1-1、1-2 に沿って説明
- ・ 資料No.1-3 のスケジュール案の説明後、委員に意見を求めるが、発言なし
このスケジュール案のとおり今後進めていく。
- ・ 次第 4 の(1)協議「平成 28 年度まちづくりフォーラムの開催について」に入る

【渡邊委員】

柿崎区地域協議会だより編集委員会で 11 月 2 日から 4 回にわたりまちづくりフォーラムの内容を協議した。検討結果を資料No.2 のとおり提案させていただく。

- ・ 資料No.2 に沿って説明

【長井会長】

- ・ 委員へ意見を求めるが、発言なし
資料No.2 の案のとおり実施する

- ・次第4の(1)協議「移動巡回型地域協議会の振り返りについて」に入る
- ・資料No.3に沿って説明

資料No.3 はあくまでもたたき台としてまとめたものであり、この資料に掲載されていない点で気づいたことは発言していただきたい。2、3月中に検討委員会を開催し、協議して内容をまとめ、今後よりよい移動巡回型地域協議会にしていきたい。

- ・委員へ意見を求めるが、発言なし

- ・次第4の(1)協議「新上越斎場建設事業について」に入る

最初に、以前健康づくり推進課へお送りした委員からの事前質問に対する回答をいただきたい。

【健康づくり推進課 横山課長】

先ほど長井会長から、事前に提出された質問に対する回答をしていただきたいと話があったが、まず、今後どのように協議を進めていくかを説明させていただく。第10回地域協議会で今後、市議会の開催月を除き、毎月継続して地域協議会へ説明に参りたいということ、そして毎回協議テーマを設定し、頸北3区の地域協議会で可能な限りほぼ同時期に同様の内容を説明できるようにしたいとお話した。

本日は「斎場の更新時期」をテーマに説明資料をご用意した。次回は「斎場の市民への影響」、第3回は「斎場へのアクセス」を、それぞれテーマにして委員の皆様と協議したいと思っている。3回の協議の後、1回内容をまとめる機会を設けたい。

11月18日付けと12月28日付けで委員の皆様からいただいた新上越斎場建設事業に関する質問は、今後の地域協議会で順次回答させていただく。各項目の回答時期は、本日の配布資料「新上越斎場建設事業に係る質問について（報告）」に記載してあるので、ご覧いただきたい。

- ・「新上越斎場建設事業に係る地域協議会への説明資料」を基に説明を行う

1ページをご覧いただきたい。斎場施設の更新時期は、これまで建物は50年、火葬炉は16年という税法上の耐用年数として定められている年数で説明させて

いただいていたが、更新時期の実情は税法上で定められている年数とは異なっていることが多い。本日、用意した更新時期に関する資料は、「他の斎場はこうなっている」と一方的に押し付けるものではなく、「統計としてはこのような状況になっている」ということをお示ししたものである。その上で、委員の皆様からご意見いただきたい。

資料の1の(1)「統計資料からの更新時期」の表は、2000年以降に更新を完了した施設の更新までの年数である。「30年以上40年未満」に該当する施設が全体の46.2%で割合が一番高く、また更新年数の平均は36.8年となっている。1の(2)「県内、県外の主な火葬場施設の更新時期」の表は、過去5年に県内で更新を完了した施設と、私たちが視察や調査を実施した県外の施設の更新年数等の情報を記載してある。県内では、表中の6施設で37年から49年で更新されており、県外では35年から45年で更新されている。私たちは、これらの情報から斎場施設がおおむね35年から45年で更新されているのではないかと考えている。

2 ページは施設の耐用年数に関し、あらためて税法上の取り扱いを資料として整理したものである。ただし、この資料はあくまでも税法上の話であり、実際の施設管理の状況とは異なる部分があると思われるので見極めが必要である。斎場の建物は、税法上の分類で表中の「下記以外のもの」に該当するため、耐用年数は50年となる。しかし、斎場は毎日火葬炉を稼働するため、炉内の気温の上下が激しいことも考慮しなければならないことから、表中の「公衆浴場用のもの」が類似施設として該当するとも考えられる。1 ページの資料で施設の更新年数は30年以上40年未満の割合が高くなっていることから、「公衆浴場用のもの」の年数が当てはまるのではないかと考えている。また、表中の「工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの」の項目の「塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの」と「冷凍倉庫用のもの」の耐用年数は通常の建物よりかなり短くなっている。

3 ページは、火葬炉設備の更新時期を調査してまとめたものである。火葬炉改修までの年数は、2の(1)「統計調査からの更新時期」の表にあるように「15年以上20年未満」の割合が32.2%と一番高く、改修までの年数の平均は19.5年となっている。火葬炉メーカーからの聞き取りでは、火葬炉の耐用年数は維持管理の

方法だけでなく、使用頻度も影響し科学的に火葬炉の耐用年数を特定することは難しいが、適正に維持管理することにより約 30 年から 40 年程度は維持が可能であるとの話だった。参考文献では、メーカーや部品によってかなり耐用年数が変わるが、一般的には 10 年から 25 年となっている。

2 の(3)に、新津斎場の事例を記載した。新津斎場は、平成 27 年 3 月に大規模改修を終了し、更新年数は 35 年だった。また、3 ページの下部に参考資料として、機械及び装置の耐用年数に関する表を掲載した。従来は火葬設備の耐用年数は 16 年となっていたが、平成 20 年度の税制改正の際、火葬設備を含む 4 設備の耐用年数が 6 年で統一された。これまで火葬炉の耐用年数を 16 年と説明していたのは、税制改正前の年数を用いたものである。この年数も、やはり建物の税法上の耐用年数の規定と同様に実際の状況とは異なってくると思っている。例えば、農機具はすべて耐用年数 7 年で統一されているが、トラクターは耐用年数よりも長く使用できる場合が多く、コンバインは使用状況によっては耐用年数まで使用できない場合もある。そのため、税法上の耐用年数は、一定の目安にはなるかもしれないが、実情を考えた場合、参考にすべき数字ではないと感じている。

4 ページと 5 ページは、1 ページから 3 ページまでの資料を踏まえて、市内の斎場に関する資料を整理したものである。4 ページの表中の太線で囲ってある部分は、築 30 年と 35 年の時点で何年度になるかを参考として記載した。

5 ページの 3 の(2)は、平成 23 年度からの「頸北斎場の維持管理費」を整理したものである。以前、委員から維持管理費や委託料がどの程度かかっているのかという質問をいただいていたので、表にまとめさせていただいた。

3 の(3)「頸北斎場の修繕費」の中の 2 つ目に、100 万円以上の大規模な修繕の内容を記載した。身障者用トイレの新築工事に 210 万円、中越沖地震により被災した個所の修繕に 945 万円の費用がそれぞれかかっている。それ以外に大規模な修繕は行われていないが、今後築年数が経過していくと、場合によっては大規模な修繕が必要な状況となることも考えられる。

【健康づくり推進課 米川副課長】

「新上越斎場建設事業に係る質問（報告）」の 1 ページをご覧いただきたい。最初に、Ⅱの 2「斎場の耐用年数に関する事」の質問の回答をさせていただく。

①の質問の建物の耐用年数は、おおむね 35 年から 45 年の間に建て替えられている他市の事例や、統計上は 30 年から 40 年で建て替えられている事例が多いことを先ほど説明させていただいた。②の火葬炉の交換の質問は、火葬炉全体の更新は実施していないが、バーナーや燃焼部分等の火葬設備の一部は適正な修繕を行っている。追加でいただいた質問は、先ほど横山課長から説明させていただいたとおり、メーカーからの聞き取りでは適正に維持管理されていれば、約 30 年から 40 年はもつのではないかとされている。

2 ページの 4「維持管理費に関すること」の⑤の質問に関しては、これも先ほど説明させていただいたとおりである。また、追加でいただいた修繕費の質問は、保守点検業務を業者へ委託しており、頸北斎場は税込み 56 万 1600 円で契約し、契約内容は年 2 回の点検、通年の保守管理、設備でトラブルが発生した場合や緊急のメンテナンスの対応となっている。

【金子委員】

説明資料の 1 ページ、1 の(2)に「県内、県外の主な火葬場施設の更新時期」が掲載されているが、表中の県内施設の更新年数の平均が 43.3 年、県外施設の平均が 40.1 年となっている。平均的な耐用年数を 40 年から 50 年と考えた場合、築 24 年しか経過していない頸北斎場を廃止するには早すぎると思っている。40 年、50 年と稼働させることを考えてほしい。

長岡市の栃尾斎場が昨年 12 月に更新されたが、築 50 年の施設であった。ちなみに長岡市は、市内に旧長岡市、与板、小国、寺泊、川口、栃尾に 6 つの斎場が稼働している。栃尾斎場は、旧長岡市の斎場への統合が検討されていたが、住民の要望に応える形で施設の更新が行われた。上越市と長岡市の面積を比較すると、上越市の方が広い。また、長岡市の人口を市内の斎場の数で割ると、長岡市は 4.7 万人に 1 つの斎場がある計算となり、上越市は新上越斎場に統合すると、19.7 万人が 1 つの斎場を利用することになってしまう。どのような根拠と論点で上越市内の斎場を新上越斎場 1 つに統合しようという話が出てきたのか。見解をお聞きしたい。

【健康づくり推進課 横山課長】

斎場の廃止に関する事項は次回以降に協議させていただきたい。先ほど金子委員から栃尾斎場が築 50 年で更新されたという話があり、他の県内施設の更新年数もおおむね 30 年から 40 年程度である。その程度の年数を稼働できるのではないかという考えは、委員の皆様と我々は同じと思っている。どの程度の年数を稼働すべきかということになると答えは出てこないとは思いますが、今後協議させていただきたい。

【金子委員】

今後の協議テーマに「斎場の配置について」というものはないのか。

【健康づくり推進課 横山課長】

今後、「斎場の配置のあり方について」というテーマも協議させていただきたいと思っている。

【吉井委員】

施設の耐用年数に関する説明を聞いて、頸北斎場はまだまだ相当の期間もつと認識をあらたにした。建物が 35 年から 45 年、火葬炉が 40 年程度維持できるとすれば、行政はまだまだ使用できる頸北斎場の廃止を計画したのかと疑問に思った。本日の説明を聞いても、頸北斎場はまだもつはずなのに、もたないというようなニュアンスが言葉の中に見え隠れしているように感じる。行政側の立場とすれば、使えるものはなるべく使っていく中で、その際に多額の維持費がかかるため、その部分をどうするかを考えなければならないというのが通常の見え方であり当然だと思う。

【健康づくり推進課 横山課長】

今の吉井委員の意見は大事だと思うが、1 ページの更新時期の統計にもあるように、築 30 年から 40 年で更新されている施設の割合が一番高く、築 20 年から 30 年での更新も次に高い割合となっている。各斎場がどのようなあり方を目指すのかというところは、今後さまざまな意見を参考にして考えていきたいと思っている。

【佐藤委員】

頸北斎場は火葬燃料に灯油を使っているが、都市ガスを使っている斎場と比較して、火葬炉の耐用年数に変化はあるか。

【健康づくり推進課 横山課長】

3 ページの 2 の(2)にメーカーから聞き取った内容の記載があるが、これは頸北斎場と同じく灯油のボイラーの場合の話である。

【白井委員】

市議会議員から「合併特例債活用について、国会議員を通じて総務省市町村課に問い合わせてもらったところ、『工夫ができそう』という感触を得ている。動いてもらえないか」という質問に対し、市長は「柿崎病院と頸北斎場を残してほしいという声に驚いた。その考えが、どこから来るのかを考えている。財源は大事なことだ。先ほどの内容で対応できれば、新しい取り組みだ」という答弁をしている。病院と斎場は産まれてから死ぬまでに必要なものだ。まして、柿崎病院は後援会を組織し応援している。それに対し「残してほしいという声に驚いた」という感覚からすれば、最初から頸北斎場のことは眼中にないと言われても、仕方ないのではないか。

【健康づくり推進課 横山課長】

本日の協議テーマに関する質問ではないためお答えできないが、市長が答弁した内容を少し捕捉させていただく。「柿崎病院」という言葉が出たのは、市民と市長との対話集会 キャッチボールトークの場で柿崎病院に対する意見をいただいたということであり、「柿崎病院を残してほしい」という声に驚いたわけではないことをご理解いただきたい。市長が頸北斎場の廃止に対する意見があったことに驚いたというのは、斎場が地域に存在することを迷惑に思う人がいる場合や地元から斎場の建設を拒まれるケースがあり、「建設に携わっていた人から聞けば苦勞もあった」といった話を聞いているため、市長の考えもそこから来ているのではないかと思っている。新聞等のメディアは、その背景を考慮しない書き方であるため、そのような誤解を与えてしまったのだと考えている。

【吉井委員】

これから毎月健康づくり推進課から説明に来ていただく予定となっているが、以前、横山課長は「今年の5月をめどに一定の方向性を出したい」と話されていた。これは横山課長の個人的な見解ということでお聞きしたが、どのように考えられているのか。

【健康づくり推進課 横山課長】

昨年11月24日開催の第10回地域協議会では、協議を重ねる中で、最後まで協議が煮詰まらなくても、ある程度の方向性がまとまってくると話をしていただいた。3回の協議後に1回まとめを行い、これを繰り返し、一定の方向性が見えた段階で住民の皆さんへ説明したいと考えている。そこで地域の皆さんからいただいた意見を基に、また委員の皆様と協議させていただきたい。今年11月の地域協議会で一定の方向性にめどをつけ、来年の今頃に地域へ説明に入れる段取りが組めたらと思っている。決して最初から期限を決めて協議を行っているわけではないことをご理解いただきたい。

【吉井委員】

火葬炉に関する事項が第5回以降の協議テーマとなっている。委員は、斎場の建物をまだまだ使用できるという感覚をお持ちかと思うが、どこかのタイミングで火葬炉の入れ替えや修繕が必要になってくるかと考えている。入れ替えや修繕にかかる費用は非常に重要な案件であり、火葬炉を1つずつ交換するとどのくらい費用がかかるのかを、可能であれば第2回の説明でお聞きしたいと思っている。

【渡邊委員】

頸北斎場に限らず、どの斎場であっても火葬炉は消耗品であり、その消耗品の修繕や交換という話が協議の中心になってしまうことはおかしいと思っている。

資料4ページの頸北斎場の概要に、火葬件数が377件、動物火葬件数が422件とあるが、5ページの頸北斎場の使用料収入の欄に動物火葬の収入は含まれているかどうかをお聞きしたい。

【健康づくり推進課 横山課長】

火葬炉は消耗品ではないかという意見をいただいたが、私たちは火葬炉は斎場の心臓部分であると考えている。火葬炉内の壁のセラミック等の消耗品は適正に入れ替えているが、火葬炉は自動車等と同じようにいつか壊れてしまうものであると思っている。

資料5 ページの使用料収入の欄には、動物火葬の使用料収入も含まれている。

【新部委員】

本日の耐用年数等の説明は、頸北斎場を廃止することありきのように感じる。このような協議を重ね、一定の方向性がまとまり地域へ説明に入っても、住民は説明に耳を貸さないと思う。「耐用年数から見て、何年後には施設がこうなる可能性があるから、その時には施設を廃止します」というような幅のある説明をしてほしい。頸北斎場は、上越斎場と比べて利用頻度が少ないので、その分長い期間利用できると思っている。今回のように頸北斎場廃止ありきで、耐用年数の説明を行うことは非常によろしくない。

新上越斎場の建設予定地の用地買収は、すでに始まっているかをお聞きしたい。

【健康づくり推進課 横山課長】

新部委員から頸北斎場廃止ありきの説明ではないか、と厳しいご意見をいただいたが、決して廃止ありきではなく実情がどのようになっているのかをお示しし、皆様と協議していきたいと思っている。これからさまざまなテーマについて説明させていただくが、廃止や統合という言葉は一切使うつもりはない。もし、委員の皆様が新部委員のような印象を受けられたとすれば、次回以降気をつけたい。

新上越斎場建設予定地の関係者には、すでに建設計画を説明させていただいた。また、用地が所在している直江津区地域協議会とその地域住民の皆さんにも頸北3区の皆さんと同じ内容を説明させていただいた。建設予定地の地権者と直江津区地域協議会には、今後、頸北3区の地域協議会をはじめ住民の皆さんと時間をかけて協議させていただくため、当面の間、新上越斎場に関する話はできないと伝えてある。

【新部委員】

市議会の常任委員会は、新上越斎場の建設予定地がその場所で決まりそうな雰囲気はあるか。

【健康づくり推進課 横山課長】

新聞等の報道では、その場所ではほぼ確定したかのような伝え方をしていたが、実際には確定しておらず測量や調査もしていない。

【金子委員】

資料の5ページの頸北斎場の維持管理費の表中に、歳出額の合計が約3,068万円とあり、そのうち委託料が歳出額全体の66%を占めている。委託料の内訳とその費用を教えてほしい。

頸北斎場は現在3基の火葬炉を備えているが、仮に2基とした場合、維持管理費や委託料等の費用は変わるのかを、次回示してほしい。

【健康づくり推進課 横山課長】

金額は、本日資料を用意していないのでお答えできない。委託料の中で一番割合が大きいのは「火葬等業務委託」であり、現在頸北斎場と上越斎場の業務を上越環境衛生公社へ委託している。この他、メンテナンスに50万円を要し、電気工作物保守管理にはさほど大きな額ではないが、いくらかかかっている。

【金子委員】

上越斎場と頸北斎場の両方を合わせて業者へ委託しているのか。また、頸北斎場には職員が常駐していないということか。

【健康づくり推進課 横山課長】

委託業者からは上越斎場分と頸北斎場分を分けて見積書を提出してもらい、契約自体は一本で行っている。業者は、それぞれの斎場の利用件数に合わせて人員を配置している。

仮に火葬炉を2基にした場合の維持管理費は、経費面に関してテーマとなっている時に説明させていただきたい。

【吉井委員】

先ほど横山課長が説明されていたメンテナンスは、年何回実施しているのか。

【健康づくり推進課 米川副課長】

2回である。

【長井会長】

最後に、私から確認させていただきたい。本日の協議では、市は当初の新上越斎場建設事業の構想を崩さず、我々委員が何を言ってもそれを変えないののではないかと懸念を抱いている委員が多いように感じた。私は今後の協議を通じて、地域の意見をまとめ、基本構想を作り上げていくことを前提に説明に来られているように感じている。

【健康づくり推進課 横山課長】

我々は、基本構想を説明しているわけではないということを強調して言わせていただく。基本構想が定まる前の段階で、我々の考えを説明し皆様からご意見をいただきたい。基本構想は、全くできていない白紙の状態である。また、斎場の統合や廃止というところに視点が行きがちだが、委員の皆様と一緒に斎場に関する細かい内容を勉強し、十分にご意見をいただいた上で、市としての斎場のあり方を検討したいと思っている。

【新部委員】

くどいようだが、今横山課長の考えに頸北斎場を廃止するという発想はなく、これから協議を重ねる中で結論を出していくという感覚で、我々委員は協議に臨んでよいか。

【健康づくり推進課 横山課長】

廃止前提という考えでは、委員の皆様と議論ができないので、その考えは切り離して協議させていただきたい。

【小出副会長】

資料の1ページの1の(1)の表中に、更新年数の最長が94年という記載があるが、これはどこの斎場か。また、3ページの新津斎場の大規模改修はもともとあったものの改修か、それとも建て替えに近いものだったのかを教えてください。

【健康づくり推進課 横山課長】

更新年数94年の斎場に関しては、資料がないので後ほど調べさせていただく。新津斎場は、建物自体の大規模改修と火葬炉の入れ替えを実施したため、捉え方によっては建て替えと同様と考えられる。

【武田委員】

建物が40年、50年もつと考えると、火葬炉を入れ替えれば頸北斎場は存続可能と考えられる。これからは、そのような視点で考えてほしい。

【健康づくり推進課 横山課長】

火葬炉の入れ替えの経費も試算したいと考えている。

【長井会長】

横山課長から頸北斎場の廃止が前提の話ではない、という言葉が聞かれた。これから上越市の斎場のあり方を協議するにあたって、あらたな一步を踏み出したように感じる。私たちも、勉強してよい結論を導き出せたらよいと思っている。

・健康づくり推進課 横山課長、米川副課長退席

【長井会長】

前回の地域協議会において、斎場検討委員会の設置を決定し、1月13日に第1回の検討委員会が開催された。吉井委員長から第1回検討委員会の概要をお話していただきたい。

【吉井委員】

先日開催した第1回斎場検討委員会では、毎月1回のペースで検討委員会を開催し、各回のテーマを設定して協議することを決定した。次回は2月6日（月）に開催し、「利便性の低下」をテーマに協議する。仮に頸北斎場が廃止となった場合、我々は上越斎場を利用することとなるが、その際にどのような形で利便性が低下するかを議論する。また、マイクロバスを使い上越斎場までの距離と時間を計測することも検討している。2回目以降は、地域経済に及ぼす影響や頸北斎場の利用促進等の課題を議論し、おおむね4、5回程度の検討委員会を開催してまとめていきたいと考えている。

また、前回の委員会で自主的審議事項とする提案書を会長へ提出することを決定した。次回の地域協議会の5日前までに委員長名で提案書を提出し、地域協議会で提案が承認されてから正式に自主的審議事項として協議していくこととなる。

地域協議会として他団体に働きかけることは、もっと議論が煮詰まってからにすべきという意見でまとまった。委員の皆さんの意見を聞かせてほしい。

【長井会長】

- ・次第4の(2)市からの報告「福祉避難所について」に入る

【中村G長】

- ・資料No. 4を基に説明を行う

【吉井委員】

福祉避難所の指定は全国で実施するものか。

【中村G長】

全国で実施するものである。

【小出副会長】

高齢者や障害者の方々が福祉避難所へ避難するのか。町内会長や民生委員だけでなく、住民も情報共有していないと行動できないと思う。

【中村G長】

それぞれの人が、どの人と一緒に暮らしているか等の状況により、その方を福祉避難所にお連れするかどうかが決まる。また、その状況は個人情報という観点から、町内会長や民生委員には情報をお伝えするが、住民にお知らせすることは考えていない。

【小出副会長】

先日の糸魚川の大火が平日の昼間に起こったように、同居人が不在の場合に避難できるよう備えが必要だと思う。女性の消防団員はいるか。

【大場G長】

上越市に女性消防団員はいるが、区内にはいない。

【吉井委員】

町内会長は、その町内の介護が必要な方々一人ひとりに誰がバックアップにつくかを計画にまとめて市へ提出しているが、非常時に被介護者が福祉避難所へ避難するとなると、その計画は根本的に見直しが必要になる。町内会長は、その町内全体を見なければならぬので、非常時に福祉避難所へ連れていくことはできなくなる。簡単な問題ではない。

【中村G長】

我々は、柿崎区内 30 人の対象者を訪問し話を聞きたいと考えている。今回の対象者は避難所に行くことが困難であり、避難所でも支援が必要な人である。該当者がおられる町内の町内会長には、詳しい資料をお持ちして説明させていただく。町内会や地域と情報を共有しながら円滑に進めたい。

【長井会長】

- ・ 次第 4 の(3)「その他」に入る

○次回(第 14 回地域協議会)開催日

日時：平成 29 年 2 月 14 日(火) 午後 2 時 00 分～

会場：柿崎地区公民館 3 階 集会室

【長井会長】

- ・閉会を宣言

(午後 4 時閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-536-6701 (直通)

E-mail : kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。